

令和8年7月29日
こども家庭庁

「令和7年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について

教育・保育施設等で発生した死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故で、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間内に国に報告があったものの件数について、別添のとおり取りまとめたので公表します。

【概 要】

- 報告件数は3,130件(対前年-61)
- 負傷等の報告は3,129件(対前年-59)、そのうち2,533件〔81%〕(対前年-5)が骨折によるもの。
- 負傷等の事故の発生場所は、施設内が2,799件〔89%〕(対前年-51)、そのうち1,400件〔50%〕(対前年-51)は施設内の室外で発生
- 死亡の報告は1件(対前年-2)

<参考:事故報告制度の経緯>

- 国においては、子ども・子育て支援新制度の施行に先立ち、平成26年9月、有識者、関係者等からなる「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を設置し、検討会中間取りまとめ(平成26年11月)を踏まえ、平成27年4月、事故報告制度の見直しを行った。(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等、新制度に基づく認可の施設・事業については、法令上、事故報告が義務付けられている。)

【見直しの内容】

- ① 報告の対象となる施設・事業の拡大
- ② 重大事故の範囲の明確化
- ③ 報告様式、報告方法の改正と明示

- 平成29年11月、児童福祉法施行規則を改正し、これまで認可外保育施設等については通知により国に報告を求めていたところ、認可外保育施設のほか、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業についても、事故の発生・再発の防止が努力義務とされ、事故が発生した場合における自治体への報告が義務とされた。
- 令和5年11月、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布され、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業についても、事故が発生した場合における自治体への報告が義務とされた。
- 集約した事故情報は、「教育・保育施設等における事故情報データベース」として、こども家庭庁Webサイトで公表している。

(<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>)

【問合せ先】

こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
課長補佐:山内 毅裕
係長:三浦 喬之
TEL:03-6858-0183

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
課長補佐:松下 謙太
係長:大塩 宏太
TEL:03-6734-2966

令和7年教育・保育施設等における事故報告集計

教育・保育施設等(※1)において発生した死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)(※2)及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故で、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間内(※3)に第1報があったものを集計した。

※ 1	以下の施設・事業をいう。 ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型) ・幼稚園 ・認可保育所 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業(認可) ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設) ・認可外の居宅訪問型保育事業 ・産後ケア事業
※ 2	意識不明事故については、令和5年報告分まで「人工呼吸器をつける、ICUに入る等」と定義していたが、令和6年報告分から「どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの」とした。 また、意識不明となった原因が病気(てんかん、けいれん(熱性・無熱性・憤怒)等)であることが判明した場合、計上しないものとした。
※ 3	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)及び産後ケア事業については、令和7年4月1日から令和7年12月31日までの期間内

		負傷等				死亡	計
		意識不明	骨折	火傷	その他		
認定こども園・幼稚園・認可保育所等(※1)	2,353	7	1,862	15	469	0	2,353
	(▲74)	(▲5)	(▲40)	(+7)	(▲36)	(▲3)	(▲77)
放課後児童健全育成事業等(※2)	776	1	671	4	100	1	777
	(+15)	(0)	(+35)	(+2)	(▲22)	(+1)	(+16)
計	3,129	8	2,533	19	569	1	3,130
	(▲59)	(▲5)	(▲5)	(+9)	(▲58)	(▲2)	(▲61)
割合	100.0%	負傷等の0.3%	負傷等の81.0%	負傷等の0.6%	負傷等の18.2%	0.0%	100%
	(+0.1)	(▲0.1)	(+1.4)	(+0.3)	(▲1.5)	(▲0.1)	-

● 各欄下段は、対前年比の増減数を示す。

● 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

※1 認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童健全育成事業及び児童育成支援拠点事業以外の施設・事業をいう。

※2 放課後児童健全育成事業等とは、放課後児童健全育成事業及び児童育成支援拠点事業をいう。

(利用するこどもの数) ※集計を行っているものに限る。

- 幼保連携型認定こども園 854,312人
認定こども園に関する状況について(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在))
- 幼稚園型認定こども園 176,848人
認定こども園に関する状況について(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在))
- 保育所型認定こども園 180,216人
認定こども園に関する状況について(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在))
- 地方裁量型認定こども園 4,540人
認定こども園に関する状況について(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在))
- 幼稚園 689,609人
学校基本調査(文部科学省調べ(令和7年5月1日現在))
- 認可保育所 1,649,487人
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 小規模保育事業 84,413人
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 家庭的保育事業 2,496人
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 居宅訪問型保育事業 135人
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 事業所内保育事業(認可) 9,512人
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 一時預かり事業 3,904,026人
令和6年度利用延べ人数(こども家庭庁成育局調べ(令和6年度実績))
※ 一般型及び余裕活用型(幼稚園型を除く。)
- 病児保育事業 1,332,133人
令和6年度利用延べ人数(こども家庭庁成育局調べ(令和6年度実績))
- 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) ショートステイ 150,423人、トワイライトステイ 39,852人
令和6年度利用延べ人数(こども家庭庁成育局調べ(令和6年度実績))
- 子育て世帯訪問支援事業 162,642人
令和6年度利用延べ人数(こども家庭庁成育局調べ(令和6年度実績))
- 児童育成支援拠点事業 2,592人
令和6年度利用延べ人数(こども家庭庁成育局調べ(令和6年度実績))
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 1,570,645人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(こども家庭庁成育局調べ(令和7年5月1日現在))
- 企業主導型保育施設 78,462人
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和6年3月31日現在))
※ 企業主導型保育施設の人数は、認可外保育施設の人数の内数である。
- 認可外保育施設 211,691人
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和6年3月31日現在)を基に同庁が算出)
※ 認可外保育施設は、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設を指す。
- 認可外の居宅訪問型保育事業 7,061人
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和6年3月31日現在))

(施設・事業数) ※集計を行っているものに限る。

- 幼保連携型認定こども園 7,470か所
認定こども園に関する状況について(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在))
- 幼稚園型認定こども園 1,637か所
認定こども園に関する状況について(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在))
- 保育所型認定こども園 2,017か所
認定こども園に関する状況について(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在))
- 地方裁量型認定こども園 88か所
認定こども園に関する状況について(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在))
- 幼稚園 8,225か所
学校基本調査(文部科学省調べ(令和7年5月1日現在))
- 認可保育所 21,241か所
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 小規模保育事業 6,102か所
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 家庭的保育事業 703か所
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 居宅訪問型保育事業 35か所
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 事業所内保育事業(認可) 683か所
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和7年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 一時預かり事業 11,116か所
令和6年度実施箇所数(こども家庭庁成育局調べ(令和6年度実績))
※ 一般型及び余裕活用型(幼稚園型を除く。)
- 病児保育事業 4,612か所
令和6年度実施箇所数(こども家庭庁成育局調べ(令和6年度実績))
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 1,027か所
令和7年度実施箇所数(こども家庭庁成育局調べ(令和7年度実績))
- 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) ショートステイ 1,084か所、トワイライトステイ 598か所
令和6年度実施箇所数(こども家庭庁成育局調べ(令和6年度実績))
- 児童育成支援拠点事業 106か所
令和6年度実施箇所数(こども家庭庁成育局調べ(令和6年度実績))
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 25,928か所
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(こども家庭庁成育局調べ(令和7年5月1日現在))
- 企業主導型保育施設 4,372か所
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和6年3月31日現在))
- 認可外保育施設 8,650か所(事業所内保育施設 3,961か所、ベビーホテル・その他 4,689か所)
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和6年3月31日現在)を基に同庁が算出)
※ 認可外保育施設は、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設を指す。
- 認可外の居宅訪問型保育事業 6,949か所
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和6年3月31日現在))

① 死亡及び負傷等の事故概要

		負傷者等(※2)				死亡 (※2)	計
		意識不明	骨折	火傷	その他		
幼保連携型認定こども園	615	1	503	7	104	0	615
幼稚園型認定こども園	61	0	56	0	5	0	61
保育所型認定こども園	158	1	121	0	36	0	158
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	87	0	76	1	10	0	87
認可保育所	1,313	3	1,010	7	293	0	1,313
小規模保育事業	21	0	15	0	6	0	21
家庭的保育事業	1	0	1	0	0	0	1
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	6	0	5	0	1	0	6
乳児等通園支援事業	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業	2	0	2	0	0	0	2
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業	1	0	1	0	0	0	1
子育て世帯訪問支援事業	0	0	0	0	0	0	0
児童育成支援拠点事業	1	0	1	0	0	0	1
放課後児童健全育成事業	775	1	670	4	100	1	776
企業主導型保育施設	29	1	19	0	9	0	29
地方単独保育施設(※1)	1	0	1	0	0	0	1
その他の認可外保育施設	55	0	50	0	5	0	55
認可外の居宅訪問型保育事業	2	0	2	0	0	0	2
産後ケア事業	1	1	0	0	0	0	1
計	3,129	8	2,533	19	569	1	3,130

※1 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設をいう。

※2 各項目について(用語の整理であり、以下の報告事例があったことを意味するものではない。)

- 意識不明: 事故に遭った際に意識不明になったもの(その後、意識不明の状態が回復したものを含み、てんかん等の病気に起因するもの及び令和7年12月末までの間に死亡したものは除く。)
- 骨折: 切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものを含む。
- その他: 指の切断、唇、歯の裂傷等を含む。
- 死亡: 第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(令和7年12月末までの間)に「死亡」として報告のあったものを含む。

② 年齢別

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳 (未就学)	小学生 以上	計
幼保連携型認定こども園	4	19	43	73	143	226	107	—	615
幼稚園型認定こども園	0	0	3	4	23	23	8	—	61
保育所型認定こども園	2	4	19	19	36	49	29	—	158
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	—	0
幼稚園	0	0	0	8	18	41	20	—	87
認可保育所	0	79	135	182	279	408	230	—	1,313
小規模保育事業	0	9	8	4	0	0	0	—	21
家庭的保育事業	0	0	1	0	0	0	0	—	1
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	2	0	3	1	0	—	6
乳児等通園支援事業	0	0	0	—	—	—	—	—	0
一時預かり事業	0	0	1	0	0	1	0	—	2
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業	0	0	0	0	0	0	0	1	1
子育て世帯訪問支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童育成支援拠点事業	—	—	—	—	—	—	—	1	1
放課後児童健全育成事業	—	—	—	—	—	—	—	776 (1)	776 (1)
企業主導型保育施設	0	0	12	4	3	7	3	—	29
地方単独保育施設	0	0	0	0	1	0	0	—	1
その他の認可外保育施設	0	2	11	12	8	19	3	0	55
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	2	0	0	2
産後ケア事業	1	—	—	—	—	—	—	—	1
計	7	113	235	306	514	777	400	778 (1)	3,130 (1)

● 年齢は事故発生時の満年齢

● ()内の数字は死亡事故の件数で、上段の数値の内数

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	297	284	34	0	615
幼稚園型認定こども園	16	42	3	0	61
保育所型認定こども園	88	54	16	0	158
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0
幼稚園	23	60	4	0	87
認可保育所	632	551	130	0	1,313
小規模保育事業	15	3	3	0	21
家庭的保育事業	0	0	1	0	1
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	4	1	1	0	6
乳児等通園支援事業	0	0	0	0	0
一時預かり事業	1	1	0	0	2
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業	1	0	0	0	1
子育て世帯訪問支援事業	0	0	0	0	0
児童育成支援拠点事業	1	0	0	0	1
放課後児童健全育成事業	275	381	120 (1)	0	776 (1)
企業主導型保育施設	12	10	7	0	29
地方単独保育施設	0	1	0	0	1
その他の認可外保育施設	33	11	11	0	55
認可外の居宅訪問型保育事業	0	1	1	0	2
産後ケア事業	1	0	0	0	1
計	1,399	1,400	331 (1)	0	3,130 (1)

● ()内の数字は死亡事故の件数で、上段の数値の内数

④ 死亡事故における主な死因

	放課後児童健全育成事業
SIDS	0
窒息	0
病死	0
溺死	1
その他	0
計	1

- 令和7年に死亡事故の報告があった事業のみ掲載

⑤ 死亡事故発生時の状況

	放課後児童健全育成事業
睡眠中	0
プール活動・水遊び	1
食事中	0
その他	0
計	1

- 令和7年に死亡事故の報告があった事業のみ掲載

参考① 過去の報告件数等

[各年の集計について]

集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- 平成16年から20年:4月から3月まで
- 平成21年:4月から12月まで(平成21年1月から3月発生分は平成20年分として集計)
- 平成22年から26年:1月から12月まで
- 平成27年:認可保育所及び認可外保育施設(地方単独保育施設及びその他の認可外保育施設)は1月から12月まで、認定こども園及び小規模保育事業は4月から12月まで
- 平成28年以降:1月から12月まで

○ 死亡事故

	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	幼 稚 園 型 認 定 こ ど も 園	保 育 所 型 認 定 こ ど も 園	認 可 保 育 所	小 規 模 保 育 事 業	一 時 預 かり 事 業	家 庭 的 保 育 事 業	病 児 保 育 事 業	放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	認 可 外 保 育 施 設	計
H16	-	-	-	7	-	-	-	-	-	7	14
H17	-	-	-	3	-	-	-	-	-	11	14
H18	-	-	-	5	-	-	-	-	-	8	13
H19	-	-	-	3	-	-	-	-	-	12	15
H20	-	-	-	4	-	-	-	-	-	7	11
H21	-	-	-	6	-	-	-	-	-	6	12
H22	-	-	-	5	-	-	-	-	-	8	13
H23	-	-	-	2	-	-	-	-	-	12	14
H24	-	-	-	6	-	-	-	-	-	12	18
H25	-	-	-	4	-	-	-	-	-	15	19
H26	-	-	-	5	-	-	-	-	-	12	17
H27	1	0	0	2	1	0	0	0	0	10	14
H28	0	0	0	5	0	0	1	0	0	7	13
H29	1	0	0	2	0	0	0	1	0	4	8
H30	0	0	0	2	0	0	1	0	0	6	9
R1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	6
R2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2	5
R3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	5
R4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	5
R5	1	0	0	1	1	0	0	0	3	3	9
R6	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3
R7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	5	1	1	69	2	1	2	1	4	152	238

- これまで死亡事故の報告があった施設・事業のみ掲載
- 平成26年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。
- 平成27年以降の地方単独保育施設における死亡事故は平成27年の1件(認可外保育施設の内数)のみ。
- 平成28年以降の企業主導型保育施設における死亡事故は令和4年の1件(認可外保育施設の内数)のみ。
- 令和元年以降は、第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(第1報と同一年内に報告されたものに限る)に死亡として報告のあったものも件数に含む。

○ 負傷等(死亡事故以外)

	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園	幼稚園	認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業(認可)	一時預かり事業	子育て援助活動支援事業	子育て短期支援事業	児童育成支援拠点事業	放課後児童健全育成事業	企業主導型保育施設	地方単独保育施設	その他の認可外保育施設	認可外の居宅訪問型保育事業	産後ケア事業	計
H27	12	3	2	1	13	342	1	0	0	0	0	0	0	-	228	-	8	3	0	-	613
H28	51	8	11	1	20	469	1	0	0	0	0	2	0	-	288	0	3	8	0	-	862
H29	72	7	10	1	24	727	6	0	0	1	2	5	0	-	362	2	8	7	0	-	1,234
H30	173	19	40	0	40	892	14	0	0	1	1	1	1	-	420	6	7	17	0	-	1,632
R1	280	27	25	1	35	879	13	0	0	1	2	1	0	-	445	8	3	18	0	-	1,738
R2	312	23	45	3	55	1,080	18	1	0	3	1	0	0	-	429	13	3	24	0	-	2,010
R3	462	29	61	3	49	1,189	18	0	1	4	3	0	0	-	475	18	3	27	0	-	2,342
R4	482	25	74	0	36	1,189	23	1	0	8	1	2	0	-	565	23	0	27	0	-	2,456
R5	567	31	117	2	38	1,267	17	1	1	2	2	2	1	-	648	27	5	34	2	-	2,764
R6	617	50	116	2	79	1,448	21	2	0	4	1	1	1	0	761	36	3	43	3	-	3,188
R7	615	61	158	0	87	1,313	21	1	0	6	2	0	1	1	775	29	1	55	2	1	3,129
計	3,643	283	659	14	476	10,795	153	6	2	30	15	14	4	1	5,396	162	44	263	7	1	21,968

- 過去に公表した「教育・保育施設等における事故報告集計」の件数(死亡事故以外)を示したもの。
- これまで負傷等(死亡事故以外)の報告があった施設・事業のみ掲載

参考② 事故防止に係るこれまでの取組等

1 国における有識者会議の設置

○ 平成28年4月、国に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を開始。

○ 平成30年7月には地方自治体の検証報告等や事故情報データベースの分析を踏まえ再発防止策の検討を行い、年次報告として取りまとめて公表(以降、毎年取りまとめて公表)。

2 ガイドライン等の周知、注意喚起

○ 平成28年3月、検討会最終報告(平成27年12月)を受け、自治体に以下を通知。

- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」
重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や事故発生時の対応方法を周知。

<ガイドラインURL>

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

- ・「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」
重大事故の再発防止のため、死亡事故等の重大事故について、事後的な検証を実施するよう自治体に要請。

○ 平成28年10月、認可外保育施設での死亡事故、特に午睡中の死亡事故が多いことから、ガイドラインの周知徹底や、睡眠中の窒息リスクの除去の方法、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項等に係る周知啓発資料等を自治体宛てに通知。

- 平成29年6月、プール活動・水遊びが始まる時期に合わせ、プール活動等を行う場合の適切な監視・指導体制の確保について、
 - ・ 監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントの事前教育を行うこと。
 - ・ 保育士等に対して心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。
 - ・ 119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくこと。
 等の注意喚起を自治体宛てに通知し、こどもの安全を最優先するという認識を日頃から共有するなど、保育所等における安全について周知。以降、毎年通知を发出。
- 平成29年9月、一部の自治体において重大事故の検証が進んでいない状況が見受けられたことから、検証の実施について、改めて周知。
- 平成29年12月、有識者会議での議論を踏まえ、睡眠中の事故防止等、速やかに注意喚起すべき事項について取りまとめ、自治体宛てに通知。
- 令和元年6月、総理指示を基に決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省連名で「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」を自治体宛てに通知し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」を実施するなど、関係府省庁が連携して交通安全対策を推進。
- 令和2年2月、誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生している状況を踏まえ、内閣府、消費者庁、文部科学省及び厚生労働省の連名で「食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について」を自治体宛てに通知。以降、毎年節分行事前に食品等の誤嚥によるこどもの窒息事故の予防に向けた注意喚起を发出。
- 令和3年8月、送迎用バスに置き去りにされた園児が熱中症により亡くなった事例を踏まえ、厚生労働省、文部科学省、内閣府の連名で「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」を自治体宛てに通知。令和4年9月にも同様の置き去りによって熱中症で園児が亡くなる事案が発生したことを踏まえ、当該通知の再周知を行うとともに、総理指示により送迎用バスを有する全ての施設に対し、緊急点検及び地方自治体の協力を得て実地調査を実施。また、令和4年9月、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」を設置し、同年10月には、以下の項目を内容とする「こどものバス送迎・安全徹底プラン ～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」を策定。
 - ・ 所在確認や安全装置の装備の義務付け
 - ・ 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成
 - ・ 安全管理マニュアルの作成
 - ・ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」
- 令和4年4月、園外活動時等において、園児のみが当該活動を行った場所に取り残された状態で保育士等がその場を離れる事案が発生したことを踏まえ、厚生労働省及び内閣府の連名で、「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」を、文部科学省からは「幼児期における園外活動時の参考資料の送付について」を自治体宛てに通知。
- 令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究事業」において、教育・保育施設等の職員向けの分かりやすい啓発資料を作成し、自治体、施設・事業所に发出。
- 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事時の誤嚥事故防止対策に関する調査研究事業」において、教育・保育施設等の現場に適した食事時の誤嚥事故防止対策啓発資料を作成し、自治体、施設・事業所に发出。
- 令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における骨折事故防止対策に関する調査研究事業」において、教育・保育施設等の現場に適した骨折事故防止対策啓発資料を作成し、自治体、施設・事業所に发出。

<啓発資料>

・令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業啓発資料

<https://www.jeri.co.jp/report/parenting-r8/>

・令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業啓発資料

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.html#section5>

・令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業啓発資料

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accident-prevention-at-nursery-facilities.html>

○ これらのほか、各種自治体説明会や研修会等において、ガイドライン等の周知を実施。